

平成 15 年 6 月 定例会（第 266 回）
6 月 20 日

[今井光子議員賛成討論](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

税源移譲を基本とする三位一体の改革の実現に関する意見書（案）

平成15年 6月 定例会（第266回）

平成十五年

第二百六十六回定例奈良県議会会議録 第一号

六月

平成十五年六月二十日（金曜日）午後一時四分開会

由本知己・北中路子速記

出席議員（四十七名）

一番 浅川清仁	二番 上村庄三郎
三番 菅野泰功	四番 奥山博康
五番 荻田義雄	六番 田中惟允
七番 藤本昭広	八番 山村幸穂
九番 田中美智子	一〇番 今井光子
一一番 上田 悟	一二番 山本進章
一三番 中野雅史	一四番 笹尾保博
一五番 神田加津代	一六番 森下 豊
一七番 畠 真夕美	一八番 上松正知
一九番 吉川政重	二〇番 高柳忠夫
二一番 井岡正徳	二二番 岩田国夫
二四番 鍵田忠兵衛	二五番 中辻寿喜
二六番 安井宏一	二七番 丸野智彦
二八番 辻本黎士	二九番 吉川隆志
三〇番 岩城 明	三一番 田尻 匠
三二番 大保親治	三三番 上田順一
三四番 国中憲治	三五番 秋本登志嗣
三六番 小泉米造	三七番 飯田 正
三八番 米田忠則	三九番 松井正剛
四〇番 出口武男	四一番 新谷紘一
四二番 小林 喬	四三番 服部恵竜
四四番 山下 力	四五番 山本保幸
四六番 中村 昭	四七番 梶川虔二
四八番 川口正志	

欠席議員（一名）

二三番 粒谷友示

議事日程

- 一、知事招集挨拶
 - 一、開会宣告
 - 一、会議録署名議員指名
 - 一、会期決定（十三日間）
 - 一、諸報告
 - 一、議案一括上程
 - 一、知事提案理由説明
 - 一、意見書決議
-

△開会式

◎議事課長（森本芳文） ただいまから知事のごあいさつがあります。

◎知事（柿本善也） （登壇）定例県議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日ここに六月定例県議会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席をいただきまして開会の運びに至りましたことは、県政のため、誠にご同慶にたえないところでございます。

このたびの定例県議会でご審議いただきます案件は、条例の改正、市町村負担金の徴収、財産の取得についての議案をはじめ、繰越計算書の報告、県公社等の経営状況の報告、その他でございます。

何とぞ慎重にご審議の上、よろしくご議決またはご承認いただきますようお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

（議長米田忠則、議長席に着く）

○議長（米田忠則） これより平成十五年六月第二百六十六回奈良県議会定例会を開会します。

○議長（米田忠則） これより本日の会議を開きます。

○議長（米田忠則） 初めに、会議録署名議員を、会議規則第九十三条の規定により指名します。

四番	奥山博康議員
五番	荻田義雄議員
六番	田中惟允議員

以上の三人を指名します。

被指名人にご異議がないものと認めます。

○議長（米田忠則） 次に、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から七月二日までの十三日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認めます。

よって、会期は十三日間と決定しました。

○議長（米田忠則） 次に、地方自治法第二百一条の規定により説明のため議場に出席を求めました文書の写しをお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

奈議第四十六号

平成十五年六月十三日

奈良県知事 柿本善也殿

議会議長 米田忠則

第二百六十六回六月定例県議会への出席要求について

六月定例県議会（平成十五年六月二十日開会）に説明のため、貴職及び下記の者の出席を要求します。

記

副知事	出納長
理事兼商工労働部長	総務部長
総務部理事	企画部長
福祉部長兼こども家庭局長	
健康局長	生活環境部長
農林部長	林務長
土木部長	財政課長

奈議第四十六号

平成十五年六月十三日

教育委員長

教育長

人事委員長

代表監査委員殿

公安委員長

警察本部長
水道局長

議会議長 米田忠則

第二百六十六回六月定例県議会への出席要求について

六月定例県議会（平成十五年六月二十日開会）に説明のため、貴職の出席を要求します。

○議長（米田忠則） 次に、包括外部監査人から、去る三月二十七日、包括外部監査の結果報告及びこれに添える意見の提出があり、この写しは既に各議員に送付しておりますので、ご了承願います。

○議長（米田忠則） 次に、監査委員から、財務監査及び現金出納検査結果の報告があり、その写しをお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

○議長（米田忠則） 次に、本日、知事から議案三十二件が提出されました。
議案送付文の写し並びに議案をお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

財第七十号

平成十五年六月二十日

奈良県議会議長 米田忠則殿

奈良県知事 柿本善也

議案の提出について平成十五年度議案

議第四〇号 奈良県職員に対する退職手当に関する条例及び県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議第四一号 奈良県税条例の一部を改正する条例

議第四二号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例及び関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

議第四三号 奈良県心身障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

議第四四号 奈良県営住宅条例の一部を改正する条例

議第四五号 奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例

議第四六号 市町村負担金の徴収について

議第四七号 県立医科大学附属病院の医療機器の取得について

報第一号 平成十四年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について

平成十四年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

平成十四年度奈良県一般会計予算事故繰越し繰越計算書

報第二号 平成十四年度奈良県立医科大学費特別会計予算繰越計算書の報告について

報第三号 平成十四年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算繰越計算書の報告について

報第四号 平成十四年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算繰越計算書の報告について

報第五号 財団法人奈良県文化事業団の経営状況の報告について

報第六号 財団法人なら・シルクロード博記念国際交流財団の経営状況の報告について

報第七号 財団法人奈良県万葉文化振興財団の経営状況の報告について

報第八号 財団法人奈良県社会福祉援護会の経営状況の報告について

報第九号 財団法人奈良県長寿社会推進センターの経営状況の報告について

報第一〇号 財団法人奈良県交通遺児等援護会の経営状況の報告について

報第一一号 財団法人奈良県解放センターの経営状況の報告について

報第一二号 財団法人奈良県農業振興公社の経営状況の報告について

報第一三号 財団法人奈良県食肉公社の経営状況の報告について

報第一四号 財団法人奈良県林業基金の経営状況の報告について

報第一五号 財団法人奈良県中小企業支援センターの経営状況の報告について

報第一六号 奈良県土地開発公社の経営状況の報告について

報第一七号 奈良県道路公社の経営状況の報告について

報第一八号 財団法人奈良県下水道公社の経営状況の報告について

報第一九号 奈良県住宅供給公社の経営状況の報告について

報第二〇号 財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の報告について

報第二一号 地方自治法第七十九条第一項の規定による専決処分の報告について

奈良県税条例の一部を改正する条例

奈良県立医科大学附属病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和解及び損害賠償額の決定について

和解及び損害賠償額の決定について

報第二二号 地方自治法第八十条第一項の規定による専決処分の報告について

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について平成十四年度議案

報第二七号 地方自治法第七十九条第一項の規定による専決処分の報告について

平成十四年度奈良県一般会計補正予算（第五号）

和解及び損害賠償額の決定について

報第二八号 地方自治法第八十条第一項の規定による専決処分の報告について

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する訴訟事

件について

○議長（米田忠則） 次に、平成十五年度議案、議第四十号ないし議第四十七号及び報第一号ないし報第二十二号、並びに平成十四年度議案、報第二十七号及び報第二十八号を一括議題とします。

知事に提案理由の説明を求めます。

◎知事（柿本善也） （登壇）ただいま提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

議第四十号から議第四十五号は、条例の改正についての議案であります。

すなわち、議第四十号は、雇用保険法の改正に伴い、就業促進手当に相当する手当を支給するため、奈良県職員に対する退職手当に関する条例及び県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正しようとするものであります。議第四十一号は、奈良県税条例について、地方税法の改正に伴い、県民税として配当割及び株式等譲渡所得割を創設するとともに、一定の法人に対し事業税として付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって課する等のため所要の改正を行おうとするものであり、議第四十二号は、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例及び関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例について、区域内における不動産取得税の税率を引き下げる等のため所要の改正をしようとするものであります。議第四十三号は、奈良県心身障害者リハビリテーションセンター条例について、利用料金制を導入するため所要の改正をしようとするものであり、議第四十四号は、県営住宅の一部を廃止するため奈良県営住宅条例の一部を改正しようとするものであります。議第四十五号は、奈良県警察手数料条例について、古物営業法の改正に伴い、古物競りあわせん業業務実施方法認定手数料を追加するため所要の改正をしようとするものであります。

議第四十六号は、本年度における県営土地改良事業等に対する市町村負担金の徴収についての議案であります。

議第四十七号は、県立医科大学附属病院の医療機器の取得についての議案であります。

次に、報第一号から報第四号は、平成十四年度一般会計、県立医科大学費特別会計、流域下水道事業費特別会計及び水道用水供給事業費特別会計の繰越計算書の報告であります。報第五号から報第二十号は、奈良県文化事業団等の経営状況の報告であります。

報第二十一号は、地方税法の改正に伴う奈良県税条例の一部改正、特定機能病院の入院医療について包括評価が導入されたことに伴う奈良県立医科大学附属病院使用料及び手数料条例の一部改正、県立医科大学附属病院における医療事故にかかる和解及び損害賠償額の決定について、また、報第二十二号は、自動車事故にかかる損害賠償額の決定について、それぞれ議会閉会中に行いました専決処分の報告であります。

これらのほか、平成十四年度議案につきましては、県債の借入れ許可額決定に伴う財源更正を行うための一般会計補正予算、その他につきまして専決処分いたしましたものの報告であります。

以上が、このたび提出いたしました議案の概要であります。何とぞ慎重にご審議の上、よろしくご議決またはご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（米田忠則） この際、お諮りします。

意見書決議を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（米田忠則） 次に、二十六番安井宏一議員より、意見書第五号、税源移譲を基本とする三位一体の改革の実現に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、安井宏一議員に趣旨弁明を求めます。――二十六番安井宏一議員。

◆二十六番（安井宏一）（登壇）意見書第五号、税源移譲を基本とする三位一体の改革の実現に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第五号

税源移譲を基本とする三位一体の改革の実現に関する意見書（案）

このたび、経済財政諮問会議が国庫補助金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分の見直しについて三位一体で検討され、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇三」の原案に、概ね四兆円程度を目途に国庫補助負担金を廃止・縮減すること、国から地方への税源移譲については基幹税の充実を基本とし、義務的な事業については所要の全額を移譲することなどを盛り込まれたところである。

よって、国におかれては、今後の三位一体の改革の推進に当たっては、国民生活に不可欠な行政サービスを実施している地方の立場を十分に踏まえ、国と地方の役割分担や地方の現実の財政需要に応じた地方税財源の充実強化を図り、真に地方分権の推進に資する改革となるよう、次の事項について強く要望する。

一 税源移譲に当たっては、基幹税の充実を基本に行うこととされているが、税収が安定的であり、税源の偏在性が少ない所得税、消費税を移譲すること。

一 地方交付税の見直しに当たっては、地方交付税制度が有する財源保障機能・財源調整機能の意義を踏まえ、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう留意すること。

一 国庫補助金の廃止・縮減に当たっては、個別の事業について、実質的に効率化が可能かどうかを具体的に精査を行うこと。その上で「義務的な事業」について、所要の全額を地方税として移譲することはもちろん、「その他の事業」とされたものについても、八割という目安にとらわれず、実態に応じて所要の割合を移譲すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十五年六月二十日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（米田忠則） 十番今井光子議員。

◆十番（今井光子） ただいま安井宏一議員から提案されました意見書第五号、税源移譲を基本とする三位一体の改革の実現に関する意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） 二十一番井岡正徳議員。

◆二十一番（井岡正徳） ただいま安井宏一議員から提案されました意見書第五号、税源移譲を基本とする三位一体の改革の実現に関する意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第五号については、二十六番安井宏一議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（米田忠則） 三十六番小泉米造議員。

◆三十六番（小泉米造） 議案調査のため、明六月二十一日から二十四日まで本会議を開かず、六月二十五日、会議を再開することとして、本日はこれをもって散会されんことの動議を提出します。

○議長（米田忠則） お諮りします。

三十六番小泉米造議員のただいまの動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

それでは、さように決し、次回六月二十五日の日程は当局に対する代表質問とすることとし、本日はこれをもって散会します。

△午後一時十九分散会